

第七期事業計画における各プロジェクトの検証について (推進プロジェクト5 医療と介護の連携の促進)

第七期品川区介護保険事業計画において、重点課題として掲げた「地域の支え合い体制の強化による地域包括ケアの推進」を図るため、推進プロジェクトの一つである「医療と介護の連携の促進」について、事業の実施状況等により検証を行う。

1. 背景とねらい

近年の在宅医療、24 時間の看護体制、リハビリテーションを必要とする人や認知症高齢者の増加に対し、包括的（利用者のニーズに応じた適切な組み合わせによる）かつ継続的な（入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目のない）サービス提供が求められている。2018（平成 30）年度医療・介護報酬同時改定では、在宅医療・在宅介護の連携がより推進され退院時の医療機関への情報提供に対するケアマネジメント加算、末期がん患者のターミナルのケアマネジメント加算等、介護報酬の加算評価が新設された。

区では、在宅介護支援センター（地域包括支援センター）を地域包括ケアシステムの要と位置付け、区、医師会（かかりつけ医）、歯科医師会、薬剤師会、訪問看護事業者、介護サービス事業者、民生委員、地域団体等との連携・調整を図りながら、「地域ケア会議」を充実・強化を目指す。さらに、在宅介護支援システムの中で、「統括ケア会議」の機能を充実させ、医療と福祉の連携推進していく。

また、医療関係者、介護関係者が双方の制度を学ぶ学習会や意見交換会などの場を設け、一層の多職種連携の強化のための基盤づくりを進めている。

2. 第七期に推進するプロジェクト

推進プロジェクト5 医療と介護の連携の推進

施策の方向性	主要な事業
(1) 連携体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域ケア会議体制の充実 ■ 医療と介護の連携相談窓口の設置
(2) 多職種連携の顔の見える関係づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認知症対策プロジェクトを通じた医療・介護連携の推進 ■ 医療と介護の情報共有体制の構築
(3) ICT 活用による情報共有基盤等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 品川区高齢者総合支援システムの運用
(4) 在宅での看取りへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ■ 医療職、介護職の看取りに関する研修の実施 ■ 看取りを行う介護者支援の充実 ■ 頼れる家族のいないひとり暮らし高齢者の看取りの支援

3. 各施策の主要な事業の実施状況等

(1) 地域ケア会議体制の充実

在宅介護支援システムにおいてこれまで培ってきた、医療と介護の連携体制をさらに強化するため、個別ケース等において医療と介護が連携・調整し、入院、退院、在宅復帰といった流れの中で、利用者に対する円滑なサービス提供を行っている。地域包括支援センターを核とした「地域ケア会議」体制のさらなる充実・強化を図り、関係機関の連携とチームケア体制を一層推進する。

また、令和元年度から区内4ヶ所の総合病院を軸とした4ブロックごとに地域の医療・介護・福祉等の多職種による地域ケアブロック会議を新設し、医療と介護のブロックリーダーを中心に在宅療養に関する地域特有の問題を抽出、分析、具体的な解決策を提案・決定できる場を設置し、区の在宅療養体制の充実を図っている。

主な事業	平成30年度実績	令和元年度実績
地域ケアブロック会議（4ブロック）		開催回数 各1回 計4回 出席者数 83人
支援センター等 管理者会議	開催回数6回	開催回数6回
地区ケア会議	開催回数204回	開催回数193回

(2) 医療と介護の連携相談窓口の設置

区では、2008（平成20）年度から「医療と福祉の連携のための連絡会」の実施により、顔が見える関係づくりを推進してきた。区内医師会等医療機関との協働により医療・福祉相互の制度について学習する機会および意見交換の場を設け、顔が見える関係を充実することで地域の医療と介護職が、関係機関や患者家族の相談支援を、より円滑に具体的に実施できる在宅療養のネットワークを構築している。

(3) 認知症対策プロジェクトを通じた医療・介護連携の推進

2016（平成28）年度には、認知症対応検討会議において認知症ケアパス「品川“くるみ”認知症ガイド」を作成し、認知症に対する正しい知識の普及啓発を図った。地域の医療と介護職が連携し予防、早期発見・早期診断、早期対応を地域ぐるみで推進している。（推進プロジェクト4 認知症高齢者を支える施策の推進の主な事業に、医療職・介護職が参画している。）

(4) 医療と介護の情報共有体制の構築

区と各在宅介護支援センターはネットワークシステムで結ばれていたが、2018（平成30）年4月から医療と介護の連携強化を目指し、ICTを活用した情報共有・多職種連携システムの基盤を構築し、ネットワークの拡充により機能の強化を図っている。

一般区民および関係機関の専門職などが区ホームページから検索できる「在宅医療検索」のウェブサイトを平成30年12月に開設した。「介護・在宅医療・障害者福祉情報」として療養生活に役立つ関連情報も閲覧できる。

開設にあたり病院、医師会・歯科医師会・薬剤師会・訪問看護ステーション等の登録情報の協力を得て、医療と介護連携を一層強化している。

品川区在宅医療検索(医療機関等名簿デジタル版) ウェブサイト	平成30年度	令和元年度
登録事業者数 (各年度末時点の情報公開を希望する 事業所数)	810件	900件

(5) 品川区高齢者総合支援システムの運用

2017（平成29）年度において、行政・保険者としての機能（要介護認定、介護保険料賦課徴収、高齢者の総合相談等）を一層強化するとともに、煩雑化する多様な情報を一元的に把握できるしくみを構築し総合的な情報処理システムとして運用していく。（多職種連携システム）高齢者支援における迅速な対応・的確な支援を行える体制強化と効率的な事務の執行にさらに努めている。

多職種連携システムは、支援者に関わる者（支援者・関係者）間で情報を共有することで同意を得た患者・利用者について支援に関わる者（支援者・関係者）でチームを構成する。チーム内で支援者の情報を効率的・効果的に共有できるしくみを構築した。（認知症初期集中チームも活用）

また、介護事業者間における書類のやり取りなど煩雑な業務が課題となっていることから、システムを活用しての介護事業者の負担軽減、事務の効率化に向けた事業者支援を図っている。

多職種連携システム登録状況	令和2年10月1日現在
登録患者・利用者数	4,809人
利用事業者数	50事業者
支援者数	330人

(6) 医療職、介護職の看取りに関する研修の実施

人生の最終段階に関わることの多い医療職、介護職に対して、看取りに関する知識、事例、援助的なコミュニケーション、グリーフケア等、実践的な研修等の学びの機会を提供している。

看取り期は急変が増えることが多いため、チームケアで行うことが基本となるため、チームでの看取りや人生の最終段階におけるケアの実践について学習する機会を提供していく。また、看取りの現状把握、在宅および施設看取り等の体制、区民向けの啓発の充実を図っている。

医療と介護の多職種研修	平成30年度実績	令和元年度実績
テーマ	シンポジウム「看取り」	講演会 「安心して人生の最期まで過ごせる社会を目指して」
出席者	219人	196人

(7) 看取りを行う介護者支援の充実

年間 130 万人以上が亡くなる多死社会が到来することから、都市部においては病床の不足が見込まれ、施設や在宅での看取りの増加が見込まれる。

要介護者本人だけでなく、看取りを行う介護者の精神的、身体的な不安や負担の軽減や、介護と仕事の両立支援など、介護者支援にも十分、配慮したケアマネジメントを行う。さらに、区民にも在宅医療や介護について、関わる専門職、看取り期の過ごし方など、わかりやすい療養生活支援ガイドブックを作成し配布した。在宅療養生活について医療と介護の支援者にとっても説明の際の活用を推進した。

療養生活支援ガイドブック	令和元年度実績	令和2年度7月時点
配布数	3,000部	25,000部

(8) 頼れる家族のいないひとり暮らし高齢者の看取りの支援

ひとり暮らし高齢者や、子ども等がいても頼ることができない高齢者などが増えている。人生の最終段階となり、判断能力が低下して意思決定が難しくなった人には成年後見制度の利用を推進する。

また、亡くなった後、遺骨の引き取り手や遺産相続人がいない人について、本人の意思を確実に実行するため、不動産や家財道具の処分等について、判断能力があるうちにあらかじめ任意後見人を指定しておくなど、死後事務委任の利用等を推進する。

第七期事業計画における各プロジェクトの検証について (推進プロジェクト 6 入所・入居系施設の整備とサービスの質の向上)

第七期品川区介護保険事業計画において、重点課題として掲げた「地域の支え合い体制の強化による地域包括ケアの推進」を図るため、推進プロジェクトの一つである「入所・入居系施設の整備とサービスの質の向上」について、事業の実施状況等により検証を行う。

・背景とねらい

区では、1980 年代の早い時期から都市型高齢者施設の重要性に着目して、他区に先駆けて区内に計画的に特別養護老人ホームの建設を進めてきました。一方、区独自の施設として、介護が必要になっても住み続けられる新しい介護専用の入居施設として、中堅所得者層向けのケアホームの整備を行い、高齢期における住まいの選択肢を増やしてきました。

また、認知症高齢者の急増にともない、地域で安心して生活できるよう、2003（平成 15）年度よりグループホームの整備を進めてきました。

さらに、安心して在宅生活をできる限り継続するため、地域密着型の小規模多機能型居宅介護サービスの整備を進めるとともに、常時介護が必要となった場合には施設サービスが受けられるよう、心身の状況に応じた多様な施設の整備を図りました。

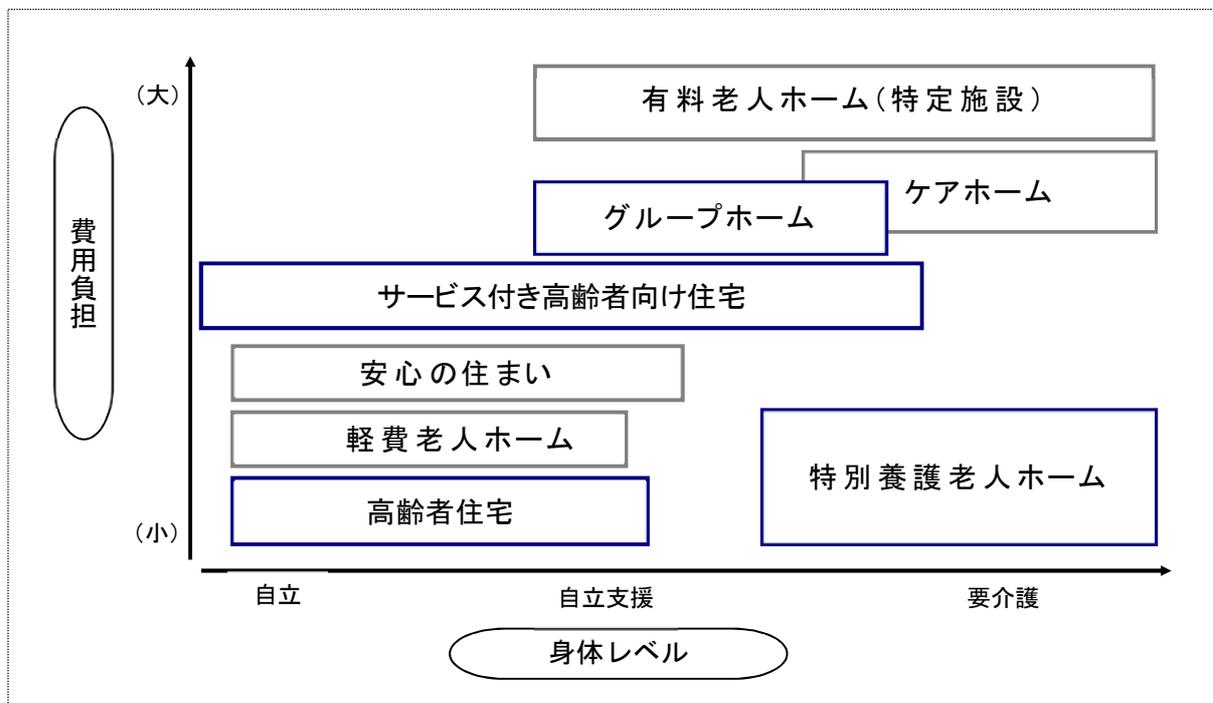
<入所・入居系施設の整備とサービスの質の向上>

施策の方向性	主要な事業
(1) 地域密着型サービスの整備	■ 需要を考慮した地域密着型サービスの整備
(2) 介護保険施設の整備	■ 需要を考慮した介護保険施設の整備
(3) サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム（特定施設）の整備	■ 質と量を考慮した多様な高齢者の住まいの整備
(4) 施設サービス向上の取り組み	■ 施設のサービス向上の継続的な取り組み支援

<基本方針に基づいた住宅・施設整備>

- これまでの区における世論調査やアンケート調査などでは、区民の多くが在宅での生活を希望する意見が多数を占めており、在宅生活を支援するサービスの充実とともに、在宅での生活が継続できなくなった場合には施設入所の目途が立てられるようにすることを基本としています。
- 今後の社会経済状況や団塊の世代の高齢化などを見据え、個人の身体状況や費用負担能力に応じた施設や、日常生活に不安がある高齢者が安心して生活できる住宅の整備を支援しています。
- 地域包括ケア推進のため、地域密着型サービスである認知症高齢者グループホームと小規模多機能型居宅介護施設の整備について検討しております。
- 今後ますます増加が見込まれる、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に対応し、バリアフリーや見守り機能が充実した「サービス付き高齢者向け住宅」の整備を支援し、家賃助成を行うことで入居者の負担を軽減します。
- 在宅生活の継続が困難になった場合のセーフティネットとして特別養護老人ホームを整備します。また、在宅療養でのリハビリテーション拠点として、区内2ヵ所目の介護老人保健施設を整備しました。

■介護サービス等と費用負担から見た住宅・施設の特徴



(1) 地域密着型サービスの整備

- 認知症高齢者が増加していることから、家庭的な環境で支援を行う認知症高齢者グループホームについては、地域における認知症ケア推進に向けた重要なサービスと位置付け、必要なサービス量や地域のバランスをふまえて整備を推進し、第七期では1ヶ所整備しました。
- 小規模多機能型居宅介護は、2006（平成18）年度に創設され、「通い」を中心に「訪問」「宿泊」を柔軟に組み合わせることで、住み慣れた地域での介護生活の継続を支える新たなサービスとして、第七期では2ヶ所整備しました。

1) 需要を考慮した地域密着型サービスの整備

- 整備にあたっては、認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護施設を日常生活圏域13地区に各1ヶ所の整備を進めてきましたが、医療ニーズを有する高齢者の増加にともない、「看護小規模多機能型居宅介護」の整備も検討しております。
- 「看護小規模多機能型居宅介護」とは、下記のようなニーズのある人を支援するため、2012（平成24）年度介護報酬改定で創設された（当初の名称は「複合型サービス」下記参照）新しいサービスです。

- 退院直後の在宅生活へのスムーズな移行
- がん末期等の看取り期、病状不安定期における在宅生活の継続
- 家族に対するレスパイトケア、相談対応による負担軽減

■小規模（看護）多機能型居宅介護および認知症高齢者グループホームの整備状況（第六期まで）

種 別	第六期までの整備状況
	～2017(H29)
小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護	13日常生活圏域のうち7圏域に10ヶ所260人分を整備 (品川第1、大崎第1、大井第1、八潮、大井第3、荏原第4、荏原第5)
認知症高齢者グループホーム	13日常生活圏域のうち9圏域に14ヶ所240人分を整備 (大崎第1、大井第1、八潮、大井第2、大井第3、荏原第1、荏原第2、荏原第4、荏原第5)

■小規模（看護）多機能型居宅介護および認知症高齢者グループホームの整備状況（第七期まで）

種 別	第七期までの整備状況
	～2020(R2)
小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護	13日常生活圏域のうち8圏域に12ヶ所307人分を整備 (品川第1、大崎第1、大井第1、大井第2、八潮、大井第3、荏原第4、荏原第5)
認知症高齢者グループホーム	13日常生活圏域のうち9圏域に15ヶ所258人分を整備 (大崎第1、大井第1、八潮、大井第2、大井第3、荏原第1、荏原第2、荏原第4、荏原第5)

(2) 介護保険施設の整備

- 在宅での生活が困難となった場合のセーフティネットとして、高齢者人口の増加をふまえ、量的な拡充を図りつつ整備します。

1) 需要を考慮した介護保険施設の整備

- 第六期までに区内には 11 ヲ所（884 床、地域密着型 1 ヲ所を含む）が整備されています。
- 区内のいくつかの特別養護老人ホームにおいては、グループケアを採用しているほか、すべての特別養護老人ホームで施設職員による自主的なサービス向上の取り組みが継続的に実施されるなど、ケアの向上にも取り組んでいます。
- 2015（平成 27）年度制度改正により、特別養護老人ホームは原則要介護 3 以上の人が対象となりました。区では、これまでも「入所調整会議」を設置して優先度の高い区民から入所ができるしくみにしていましたが、これからも介護期間や介護者の状況等を考慮し、適切に入所ができるしくみを運営していきます。
- 要介護高齢者の増加をふまえ、2019（令和元）年度に品川第 2 地区に、特別養護老人ホーム 1 ヲ所（81 人）を整備しました。
- 自立支援、介護予防のためには、在宅療養でのリハビリテーション拠点の整備と、ケアマネジメントに基づくリハビリサービスや医療系ショートステイの提供が重要です。
- 急性期を終えた在宅療養でのリハビリテーション拠点を拡充するため、2018（平成 30）年度に品川第 1 地区に、定員 100 人程度の介護老人保健施設の開設を支援しました。
- 区内に 1 ヲ所ある療養型施設（定員 252 人）は、2018（平成 30）年制度改正による介護医療院に転換しました。

■ 入所施設の整備状況（第六期まで）

種 別	第六期までの整備状況
	～2017（H29）
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	区内 11 ヲ所（計 884 人）。

■ 入所施設の整備状況（第七期まで）

種 別	第七期までの整備状況
	～2020（R2）
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	区内 12 ヲ所（計 965 人）。

(3) サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム（特定施設）の整備

- 加齢にともない身体機能が低下した場合、介護サービスや様々なサービスを利用する他、住まいの住み替えが必要な場合があります。
- 2011（平成 23）年 4 月に高齢者住まい法が改正され、高齢者の居住の安定を確保することを目的とした「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度が創設されました。サービス付き高齢者向け住宅とは、高齢者の安心を支える 24 時間見守りサービスなどを提供するバリアフリー構造の住宅で、事業者の参入が相次いでいます。
- 区では、1990 年代から低所得者向けの高齢者住宅を 10 棟整備し、さらに軽費老人ホームや心身能力が自立した時期からの入居が可能な「安心の住まい（ケアハウス）」を合わせ、高齢者の住まいを整備してきました。必要になった際には訪問介護サービス、通所介護サービス、在宅医療等を外部から提供し、在宅生活を支援しています。

1) 質と量を考慮した多様な高齢者の住まいの整備

- 区内 2 ヶ所のケアホームは、それぞれに利用者の自己負担額の軽減のしくみを講じています。また、区内 4 ヶ所のサービス付き高齢者向け住宅でも家賃助成を行っています。

■ 高齢者の住まいの整備状況（第六期まで）

種 別	第六期までの整備状況
	～2017(H29)
高齢者の住宅	従来型高齢者住宅 10 ヶ所、サービス付き高齢者向け住宅 5 ヶ所 区内 15 ヶ所（計 398 戸） ※特定施設の 2 ヶ所は除く
特定施設（有料老人ホーム）	区内 13 ヶ所（計 735 人。うち地域密着型 2 ヶ所、58 人）

■ 高齢者の住まいの整備状況（第七期まで）

種 別	第七期までの整備状況
	～2020(R1)
高齢者の住宅	従来型高齢者住宅 10 ヶ所、サービス付き高齢者向け住宅 5 ヶ所 区内 15 ヶ所（計 398 戸） ※特定施設の 2 ヶ所は除く
特定施設（有料老人ホーム）	区内 14 ヶ所（計 801 人。うち地域密着型 2 ヶ所、58 人）

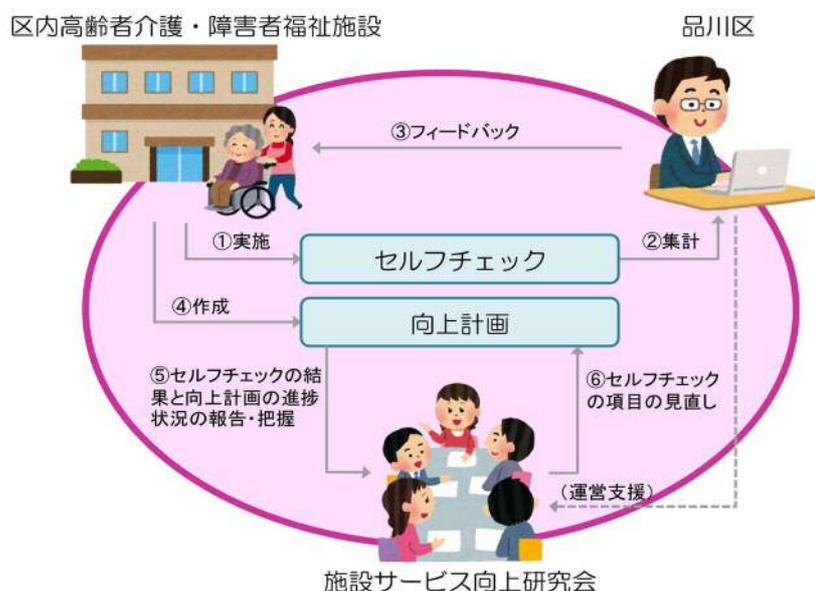
(4) 施設サービス向上の取り組み

- 区はセーフティネットとして、計画的に区内の施設整備を進めてきました。
- 入所・入居施設は一度入ると転居が難しいため、区は、施設による自主的なサービス向上の取り組みにより質の高いケアが提供されることを重視しており、2003（平成 15）年度から介護施設の自主的な取り組みである「施設サービス向上研究会」を継続的に支援してきました。
- 2013（平成 25）年度に開始した要介護度改善ケア奨励事業は、特別養護老人ホーム・老人保健施設に加え、有料老人ホーム等も参加しています。国の介護報酬改定の参考事例となるなど、区内外で注目を集めています。引き続き、サービスの向上に取り組んでいます。

1) 施設のサービス向上の継続的な取り組み支援

- 2003（平成 15）年度に区内の高齢者介護・障害者福祉の施設による自主的な取り組みとして「品川区施設サービス向上研究会」が立ち上げられました。
- 品川区施設サービス向上研究会では、施設の職員が自らの施設について 100 以上の項目の達成状況を評価するセルフチェックを実施し、入所者の自立支援、人権擁護、質の高いケアなどを目標として、施設の経営者から職員まで一体となって、サービスの向上と改善に組織として取り組んでいます。
- セルフチェックは 2020（令和 2）年度で 18 年目となり、毎年内容を見直しながら実施することによって、施設サービスの質の担保に大きく貢献しています。これからも新規施設に参加を呼び掛けるなど、区内全体で施設サービスの質が向上するよう、取り組みを進めています。

■施設サービス向上研究会



第七期事業計画における各プロジェクトの検証について (推進プロジェクト7 福祉人材の確保、育成)

第七期品川区介護保険事業計画において、重点課題として掲げた「地域の支え合い体制の強化による地域包括ケアの推進」を図るため、推進プロジェクトの一つである「福祉人材の確保、育成」について、事業の実施状況等により検証を行う。

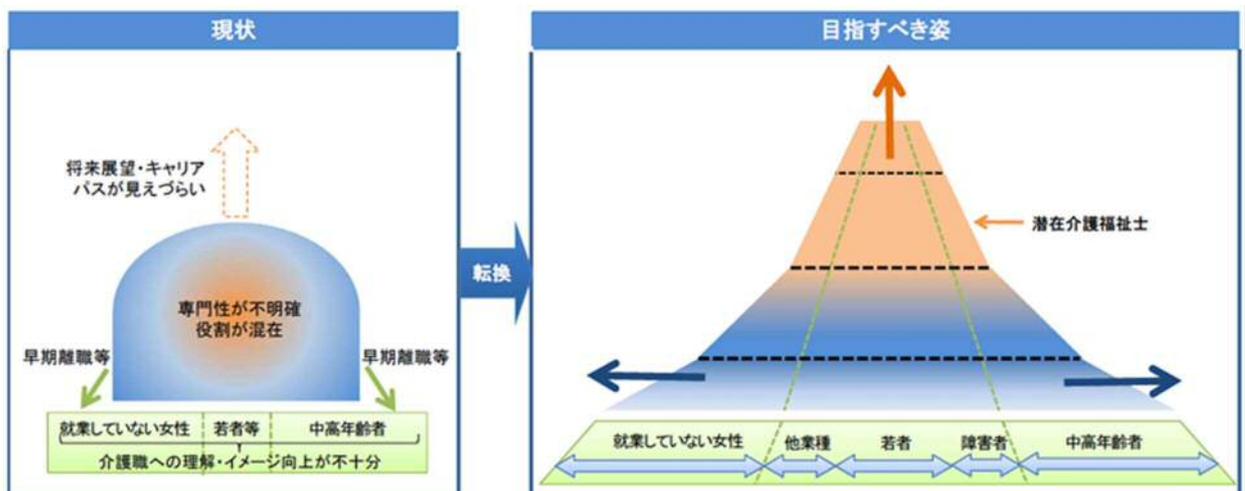
・背景とねらい

東京都の第七期高齢者保健福祉計画における 2025（平成 37）年の介護人材需給推計によると、上位推計では約 4 万 7 千人、中位推計では約 3 万 5 千人、下位推計では約 1 万 9 千人の介護職員の不足が見込まれています。

区では、区社会福祉協議会が 1995（平成 7）年に設立した品川介護福祉専門学校を支援し、介護福祉士の養成を継続的に行ってきました。区の修学資金貸付制度の活用により、福祉現場の就労へもつなげ、多くの人材を輩出しています。将来を見据えて、福祉人材の確保、育成を継続していくことが重要です。

また、介護職員の離職を減少させることも人材確保に寄与します。2016（平成 28）年度の介護労働実態調査によると、離職した介護職員の 5.1%が「家族の介護・看護のため」をやめた理由としています。適切な支援により、介護等を理由とする離職は防げる可能性があります。

介護人材確保の目指す姿として「富士山型」が示されています（下図参照）。専門性の明確化・高度化により現状の山を高くして、多様な人材の参入促進により現状のすそ野を広げていくことで「富士山型」へ転換していくとされています。高齢者など地域の住民の中から生活支援の担い手を養成していくことが、すそ野の拡大の一環として取り組まれており、住民の一人ひとりの自立と支え合いにより成立するものといえます。



＜福祉人材の確保、育成＞

施策の方向性	主要な事業
(1) 専門人材の確保、育成	<ul style="list-style-type: none"> ■ 多様な看護介護の専門人材の確保、育成 ■ 介護職の介護等による離職防止
(2) 地域福祉の担い手の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域福祉の担い手の育成と支援 ■ 支え合い活動の普及啓発と参加の促進

(1) 専門人材の確保、育成

- 全般的な労働力不足の中、特に看護介護人材は新規採用が困難になっています。多様な人材の確保について、外国人雇用の可能性など国の動向を含め検討し、中長期的な看護介護の専門人材の確保、育成を進めました。
- 特に、区では、現任者の就業継続を重視しており、看護介護の専門的な知識やノウハウの提供に加え、対人援助技術に関する研修実施や ICT の活用等による負担の軽減と生産性の向上を支援し、令和 2 年度に区立施設に対して ICT 活用補助を行う予定です。また、介護職の介護等を理由とする離職を防止するための支援等を検討しました。
- 慢性的な介護人材の不足に対応するため、品川介護福祉専門学校や N P O 法人などと連携し、資格取得や人材育成のための研修事業などを実施しました。
- 今後も介護福祉人材の確保と育成による質の高いサービス提供を目指します。

1) 多様な看護介護の専門人材の確保、育成

- 在宅における医療的な処置を必要とする要介護高齢者の増加を受け、国はたんの吸引などの一部の医療行為を介護職員が行うことができるよう、都道府県単位での研修体制を確立しています。
- 介護職員による医療行為の実施が適切かつ安全に運用されるようにするため、介護職員の研修体制や内容等について情報収集を行い、介護サービス事業者へ情報提供を行っていくなど、人材育成支援を進めています。
- 区では、高齢社会に対応し、2002（平成 14）年度から福祉人材の育成拠点として「品川福祉カレッジ」を品川介護福祉専門学校に開設しました。組織的な研修の必要性をふまえ、管理者クラスのケアマネジャー、主任ヘル

パー等の育成に重点をおきながら介護サービスの質の向上に取り組んでいます。

- 品川介護福祉専門学校では、2007（平成 19）年には社会福祉士養成コースを設置し、高齢者や障害者などの高い専門性が必要とされる住民からの相談に応えられる人材を養成しています。また 2016（平成 28）年から「介護福祉士実務者研修コース」を開設し、介護職員のキャリアアップを支援しています。
- 今後も実務従事者を対象とし、地域特性にかなった再教育を充実していきます。

主な事業	平成 30 年度実績	令和元年度実績
品川福祉カレッジ (認知症ケア専門コース)	13 回開催、408 名受講	12 回開催、335 名受講
初任者研修等受講費助成	初任者研修：12 名助成 実務者研修：29 名助成	初任者研修：15 名助成 実務者研修：11 名助成

2) 介護職の介護等による離職防止

- 適切な支援により、介護等を理由とする離職は防げる可能性があります。
- 区では、介護職の介護等による離職を防止するための支援等を検討していきます。

(2) 地域福祉の担い手の確保・育成

- 家族や地域との関係が希薄化する中、少子高齢化が進んでおり、虐待、孤立化、孤立死など地域においては様々な課題があります。そうした課題解決のためには、地域住民が主体的・積極的に地域活動に参画することが求められています。
- 区にはこれまでに培われた多様な地域活動があり、支え合い活動を核としながら、区民の地域活動への参画を推進してきました。
- また、品川介護福祉専門学校が実施する「すけっと品川養成講座」により、介護者の介護技術や地域でのボランティア活動における支援のスキルアップ等を図っています。区は引き続き、実施を支援し、地域における新たな福祉人材、介護予防・日常生活支援総合事業の担い手の確保に努めていきます。

主な事業	平成 30 年度実績	令和元年度実績
すけっと品川養成講座	修了者：34 名	修了者：29 名

1) 地域福祉の担い手の育成と支援

- 互助による支え合いを推進するため、地域や団体の特性に応じた支援をしました。
- 地域福祉を推進する多様な協働の形を構築するため、地域や団体の特性に応じて、事業やサービスが継続的、安定的に行われるように活動を支援しました。
- 地域福祉の核に位置付けられる区社会福祉協議会の活動を支援するほか、民生委員・児童委員、町会・自治会、社会福祉法人、NPO法人等の地域の課題を解決し地域福祉に貢献する多様な活動の担い手の支援・育成・協働を推進しました。

2) 支え合い活動の普及啓発と参加の促進

- 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進
- 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験
- 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成
- 介護未経験者に対する研修支援
- ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携

主な事業	平成 30 年度実績	令和元年度実績
介護者のつどい	2 回開催、337 名参加	2 回開催、330 名参加
家族介護者教室	31 回開催	20 回開催